

福祉系大学の高等学校福祉科教員養成の 課題と今後の方向性

飛 永 高 秀

The theme of the high school teacher's certificate [welfare], education,
and the future direction of the welfare system at universities

Takahide TOBINAGA

要 旨

福祉系大学の高等学校福祉科教員養成における課題は、①「福祉科教員の要件」、②「福祉系国家資格の養成と福祉科教員養成のカリキュラムの設定」、③「福祉科教員の採用・就職」の3つに整理できると思われる。

まず、①「福祉科教員の要件」では、保住（2018）も指摘しているように介護福祉士養成を目的とした課程では、介護福祉士養成課程の指定科目9科目を教授できる人材を求めており、介護福祉士の資格と福祉科教員免許、さらに5年以上の介護の実務経験を条件としているなど、本要件を満たす人材が非常に少なく、採用、就職に直結しない状況にある。

次に②「福祉系国家資格の養成と福祉科教員養成のカリキュラム」においては、加藤（2010）も指摘しているが、福祉系国家資格と教員免許の取得における教育カリキュラムのギャップや学生ニーズと就職の要件が乖離している状況にあると言えるだろう。

福祉科教員については、その教育課程が福祉系大学等に設置されており、社会福祉士や介護福祉士などの福祉専門職養成を前提として行われており、教員養成という枠組みとは異なる点がある。最後に③「福祉科教員の採用・就職」においては、まず福祉系高校、特例高校等の数が全国的に少なく、教員採用においても採用数が少ない現状があり、教員採用試験の受験資格についても介護福祉士の資格要件、それと実務経験の要件、さらには福祉科教員免許以外の「地理歴史」や「公民」の免許が必要となる場合もあり、採用条件が非常に厳しく、福祉科教員としての就職の困難さもある。

高校福祉科教員の養成においては、福祉科教員の要件や福祉系資格取得と教員免許取得という教育カリキュラムの抜本的見直し等だけではなく、福祉科教員の採用・就職等、複雑に絡み合う問題として検討していく必要がある。

1. 研究目的

高等学校福祉科教員免許については、平成15年度より高等学校学習指導要領が改訂され、新教科「福祉」が導入されたことにはじまる。

これにより福祉系大学を中心に高等学校教諭一種免許状（福祉）の習得が可能な教員養成課程が開始されている。

高等学校福祉科では、介護福祉士、訪問介護員等専門的な知識や技術を有する人材養成を目的としており、福祉科教員には、介護技術等の実技指導ができる教員が必要とされる。

加藤（2010）は、教科「福祉」教員養成課程の実態は高等学校側の要求に応えるだけの養成体制ができていないと指摘し、問題点として、①教科「福祉」免許を付与するに値する教育内容、特に社会福祉及び介護に関する実技、実習を重視した内容が十分に盛り込まれていない、②高校側が望む福祉9科目すべてを教えられる教員と、大学での教員養成の内容との間にギャップがあることなどを挙げている。

また、別府（2015）は、高校福祉科課程設置から現在までの課題等について整理し、福祉科教員は、福祉現場での経験とケアワークに関する指導が求められ、より高い専門性が必要であると指摘している。

そこで本稿においては、加藤（2010）も指摘しているように福祉系大学の社会福祉養成課程における高等学校教諭一種免許状（福祉）の養成課程における現状と課題、そして、出口としての福祉科教員採用について検討することを目的とする。

2. 高等学校における福祉科教育

1) 高校福祉科の設置経緯

高校福祉科設置については、昭和60年2月に理科教育及び産業教育審議会答申において高等学校に「福祉科」設置の必要性が検討され、昭和63年6月に当時の文部省初等中等教育局から福祉科設置の具体的提言がなされたことに遡る。

また、昭和62年5月に「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下：士士法）が制定され、高校福祉科の教育内容もその資格制度に連動する形で、介護福祉士国家試験受験資格の取得が可能となり、それ以降、全国の高等学校で福祉科設置の動きが見られた。

さらに高齢化の進展に伴い介護福祉士等の福祉人材の養成に対応するため、教科「福祉」を新設されることとなり、平成11年3月に学習指導要領の改訂において専門教科「福祉」が創設された。

高校福祉科の教育課程は、平成19年12月の士士法の改正により、介護福祉士の定義規定、義務規定の見直し、資格取得方法の見直しが行われ、それに伴い資格取得のため教科「福祉」の教科科目も変更され、新課程による教育内容が実施されてきている（表1）。

(新課程)	(旧課程)
① 社会福祉基礎(整理統合)	= 社会福祉基礎・社会福祉制度
② 介護福祉基礎(名称変更)	= 基礎介護
③ コミュニケーション技術(名称変更)	= 社会福祉援助技術
④ 生活支援技術(新設科目)	
⑤ 介護過程(新設科目)	
⑥ 介護総合演習(名称変更)	= 社会福祉演習
⑦ 介護実習(名称変更)	= 社会福祉実習
⑧ こころとからだの理解(新設科目)	
⑨ 福祉情報活用(名称変更)	= 福祉情報処理

加藤(2010)は、「士土法」の改正により、新課程が「介護」をより鮮明に打ち出し、幅広い福祉の教養等を身に付けることから、「介護福祉士」養成にシフトしていることを特徴としてとしている。そして、高校福祉科の今後の展開として、介護福祉士養成を意図する福祉科と資格取得を意図しない福祉科(福祉マインドの養成と福祉関連領域への進学等を目的)との二極化が進んできていると指摘している。

2)「福祉」に関する学科等の教育課程の現状

保住(2016)によれば、平成27年度現在の「福祉」に関する学科等の課程設置状況は、福祉系高校の介護福祉士国家試験受験可能校(福祉系高校、専攻科1校含む)102校、102課程、特例高校の介護福祉士国家試験受験可能校28校、28課程、通信課程も含む介護職員実務者研修13校、介護職員初任者研修265校となっている。

表2:「福祉」に関する学科等の課程設置の種類

福祉に関する学科等の課程設置	要件
福祉系高校	修了時に介護福祉士国家試験受験資格を得られる高校
特例高校	修了後、9カ月以上介護等の業務に従事した場合に、介護福祉士国家試験受験資格を得られる高校(但し、平成26年3月31日までに入学した生徒を対象)
介護職員実務者研修	幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得 *介護福祉士養成施設(2年以上の養成課程)における到達目標と同等の水準
介護職員初任者研修	在宅、施設で働くうえで必要となる基本的な知識・技術を習得し、支持を受けながら介護業務を実践 *ホームヘルパー2級(訪問介護員2級)研修相当

ここでは、平成19年の士土法の改正による教科科目、時間数、教員要件、教科目の内容等の基準を全て満たし実施しており、さらに平成23年の士土法による医療的ケアに関する時間数、教員要件等を満たすべく各学校で創意工夫の上、実施しているとしている。

3) 福祉系高校の教員要件

文部科学省の福祉系高校等の教員要件においては、介護福祉士などの資格要件と実務経験要件が定められている。

「福祉の教科の教員」については、福祉の教科を教授する教員のうち1人は、すべての教科における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、福祉系高等学校の教員又は養成施設等の専任教員として3年以上の経験を有する者を置くこととされている。

また、「介護福祉基礎等の科目の教員」については、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習を教授する教員のうち1人は、(1)介護福祉士の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は、(2)介護福祉士の資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととされている。

さらに「こころとからだの理解の科目の教員」については、教員のうち1人は、(1)医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は(2)これらの資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととされている。

すなわち、福祉系高校の教員になるためには、カリキュラム上の教科別に国家資格等の要件と実務経験等の要件が示されており、大学で福祉科教員免許状を取得するだけでは、即、高校福祉科の教員にはなれないことを示している。

4) 福祉系高校における介護福祉士国家試験と進路状況

保住(2018)は、福祉系高校の介護福祉士国家試験の合格率の推移について、全国福祉高等学校長会加盟校調査をもとに整理している。

表3：福祉系高校の介護福祉士国家試験の合格率

受験年度	旧カリキュラム			新カリキュラム(福祉系高校)		
	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
受験校(回答)	168	169	154	102	105	107
受験者数	4,162	3,904	3,265	2,522	2,688	2,547
合格者数	2,688	2,492	2,158	2,102	2,258	2,234
合格率	64.6%	63.8%	66.1%	83.3%	84.0%	87.7%

本調査によれば、福祉系高校の介護福祉士国家試験の合格率では、旧カリキュラムである2008年度から2010年度の3か年の平均合格率は64.8%、新カリキュラムになった2011年度から2013年度までの3か年の平均合格率は85%となり、新カリキュラムにおける合格率が旧カリキュラムよりも高くなっている。

また、福祉系高校の進路状況を見ると、以下の図の通りである。平成20年度から平成25年度までの福祉就職率は、右肩上がりに伸びており、平成25年度には8割の生徒が福祉職場への就職をしている。一方、福祉進学率は、伸びつつあるが、約5割程度に留まっている。福祉領域への就職については、8割と多くの生徒が高校での学びを生かした職業選択を行っている現状がある。

次に福祉進学については、半数の生徒は大学、短大、専門学校等への高等教育機関への進学をし、より深い学びをしたいという志向が表れている。しかし、一方の半数の生徒は、福祉関係の進学以外の領域へと進学している現状が見受けられる。

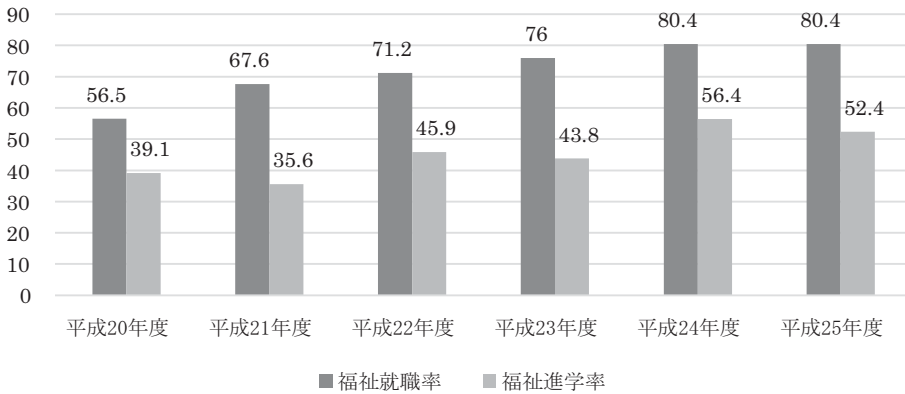


図1：福祉系高校の福祉就職率と福祉進学率 (%)

次に福祉系高校を卒業し、福祉分野へ就職した生徒の離職率は、平成15年4月新卒就職者は、高校（全体）、大学よりも低く、福祉系高校出身者の福祉現場における定着率の高さを示している。

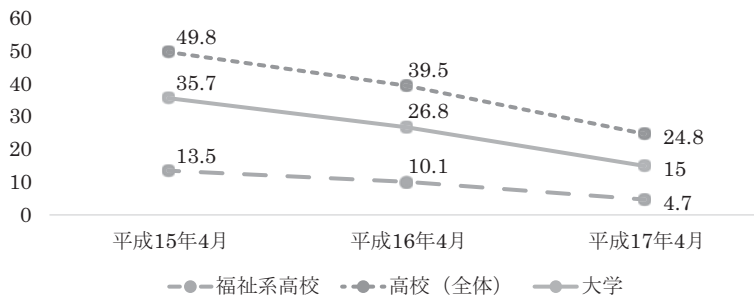


図2：福祉系高校・高校（全体）・大学の離職率の推移 (%)

5) 福祉系高校の存在意義と今後必要な支援と条件整備

保住（2018）の報告の中で、福祉系高校の存在意義として、以下の4点が指摘されている。

- ①長期間の現場実習体験により、自らが選択した福祉に携わる夢や希望と、職場での現実との

ギャップに負けない信念や前向きな気持ちを持つようになる。

- ②地元の福祉施設で実習を行っているため、地元での就職も多く、就職後1年目に多い不安要素も家族により軽減されていることもあり、職場への定着率が高い。
- ③早い段階から目的意識を持って学ぶことにより、介護の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、将来のなりたい姿について自分の考えを持つことができる。
- ④介護福祉士の資質向上のためには養成校で学んだ人の方が良いという意見もあるが、上級学校に行けば専門職としてのアイデンティティ等が自然に備わるものではない。

次に今後の必要な支援と条件整備については、次の3点が指摘されている。

①介護福祉士の資格取得方法の一元化

福祉系高校は平成19年の法改正以来、平成23年の医療的ケアの導入等、新制度を6年間先行実施している。資格取得方法の一元化は、介護福祉士の質が担保され、社会的評価を高め、結果的に介護人材の確保に貢献する。

②教員養成に関する課題

教科「福祉」の教員要件を満たす人材の確保が困難である。(教科「福祉」の教員免許と介護福祉士(看護師)等の資格、さらに5年以上の実務経験)大学での教員養成では、介護福祉士、看護師の資格取得を条件としていない。また、資格取得後5年以上の実務経験を課せられていることは、大学卒業後すぐには教員にはなれないということである。

③より質の高い専門職の養成について

法制的にその立ち位置を保障すれば全体として介護福祉士の質が向上していく仕組みを作ることが必要である。

このように早い段階から福祉への志向性が高く、しかも職場への定着率が高いことが福祉系高校の存在意義として示されている。また、今後の課題としては、①介護福祉士の資格取得方法の一元化、②教員養成に関する課題、③より質の高い専門職の養成について、が述べられている。

3. 福祉系大学の社会福祉士養成における福祉科教員免許

1) 福祉系大学等における福祉科教員養成

福祉科教員の養成においては、福祉系大学を中心とする社会福祉士養成、介護福祉士養成の中で実施されている。各大学によって福祉系国家資格と教員免許状の取得については、学内規定等を設けている場合もあり、社会福祉士や介護福祉士の受験資格取得を希望する者が福祉科教員免許を取得できるとは限らない。特に先に見た福祉科教員の要件としては、介護福祉士資格の取得が求められており、社会福祉士国家資格受験資格を希望する学生にとっては、福祉科教員免許の

取得が難しい現状もある。

文部科学省によれば、平成27年4月1日現在、大学における一種免許状（福祉）を取得できる大学、課程は、117校（国立7校、公立7校、私立103校）122課程である。また、専修免許状を取得できる大学院、課程は、50校（国立12校、公立5校、私立37校）62課程となっている。さらに通信課程も含めると専修免許状を取得できる大学院は3校（私立3校）3課程、一種免許状を取得できる大学は5校（私立5校）5課程となっている。

これらの高等学校（福祉）の教員養成における現状において、実際に福祉科教員免許を取得した者の状況については、次の表4、図3に示すとおりである。

表4：高校（福祉）教員免許授与件数の推移

年度	専修免許状	一種免許状	合計
平成25年度	8	345	353
平成26年度	4	277	281
平成27年度	9	270	279

平成25年～平成27年 文部科学省「教員免許状授与件数等調査」より筆者作成

高校教諭一種免許状（福祉）を取得している者は、平成25年度は345名、平成26年度は277名、平成27年度は270名である。比較的関連して取得できる高校教諭一種免許状（公民）（地理歴史）と比較すると非常に取得数が少なく、取得者の少なさと福祉系大学における福祉系国家資格受験資格の取得と福祉科教員免許の同時取得が難しい現状が見受けられる。

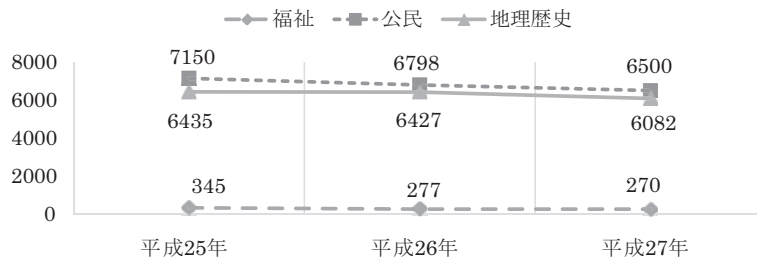


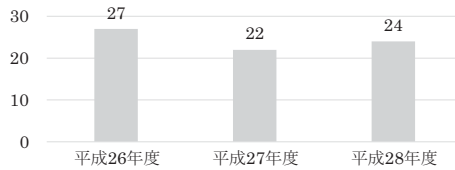
図3：高校教諭免許状授与件数の比較
福祉・公民・地理歴史

2) 高校福祉科教員免許取得と教員採用試験

次に福祉科教員免許を取得した者が、実際、教員採用試験を受け福祉科教員として採用されるかについて見てみたい。

一般的に各都道府県教育委員会が実施する教員採用試験は、4月から6月にかけて出願期間が設定され、1次試験が6月下旬から7月にかけて、2次試験が8月から9月にかけて実施される。

近年の各都道府県教育委員会における高校福祉科教員の採用については、ようやく半数の都道府県等において行われている程度である。都道府県立の高校における福祉系高校の数の少なさも



**図4：福祉科教員採用試験実施数
(都道府県等)**

(一社) 日本社会福祉教育学校連盟「福祉科教員採用試験」
情報 (H26年度からH28年度) より筆者作成

あるが、他科目の教員採用試験の実施都道府県数と採用数に比べ、福祉科採用数自体が少ないのが現状である。

さらに都道府県によって、福祉科教員の受験資格の違いがある。教員採用試験の受験資格として、福祉科教員免許状所有又は取得見込み者としてところもあれば、「公民・福祉」(大阪府)や「家庭・福祉」(大阪市)という枠で採用試験をし、出願に必要な免許状として、高校(公民)、高校(家庭)と高校(福祉)の免許状取得を要件としており、採用後は、「公民」、「家庭」と「福祉」の両方の授業を担当することなどの受験要件を示しているところもある。

また、福祉科教員免許状取得又は取得見込み者に加え、介護福祉士の資格を有する者に限り出願できる(徳島県)などと資格要件も付与しているところもある。

このように福祉系高校における教員要件を満たすよう各都道府県教育委員会は採用試験を実施しているが、大学新卒でそのような受験資格、出願資格を満たす者は多くない。

文部科学省の高校教員の要件と福祉系大学等における福祉科教員養成の現状、教員採用試験の受験・出願要件の整合性が取れず、福祉科教員免許を取っても、すぐに福祉科教員として採用されることが難しい現状がある。

一方、私立高校福祉科等の教員採用については、各校独自に実施している所や都道府県内の私立高校が合同で採用試験等を実施しているところもある。これらについても文部科学省の福祉教員の要件を満たす必要があり難しい状況もあろう。

4. 今後の福祉系大学における福祉科教員養成の位置づけ

最後に福祉系大学における福祉科教員養成における現状から、今後の位置づけについて検討したい。

上記で見てきたように、福祉科教員養成における課題は、次の3つに整理できると思われる。

- ①「福祉科教員の要件」、②「福祉系国家資格の養成と福祉科教員養成のカリキュラムの設定」、③「福祉科教員の採用・就職」である。

まず、①「福祉科教員の要件」では、保住(2018)も指摘しているように介護福祉士養成を目的とした課程では、介護福祉士養成課程の指定科目9科目を教授できる人材を求めており、介護

福祉士の資格と福祉科教員免許、さらに5年以上の介護の実務経験を条件としているなど、本要件を満たす人材が非常に少なく、採用、就職に直結しない状況にある。

次に②「福祉系国家資格の養成と福祉科教員養成のカリキュラム」においては、加藤（2010）も指摘しているが、福祉系国家資格と教員免許の取得における教育カリキュラムのギャップや学生ニーズと就職の要件が乖離している状況にあると言えるだろう。

教員養成を目的とする教育大学や教育学部、他学部における一般的な教員養成課程では、教員になることを前提とした教育カリキュラムが組まれている。しかし、福祉科教員については、その教育課程が福祉系大学等では、社会福祉士や介護福祉士などの福祉専門職養成を前提として行われているという点でカリキュラムにおける相違がみられる。そのため、3つ目の課題ともなる「福祉科教員の採用・就職」における福祉科教員免許取得希望者の学習におけるモチベーションの維持や就職では、福祉系大学においては対応が難しい状況につながってくる。

さらに加藤（2013）の指摘にあるように、福祉科教員にはソーシャルワークとケアワークの両方の領域を指導することが求められていることから、現行の国家資格では社会福祉士と介護福祉士の両資格を取得することが必要となる。しかし、この2つの国家資格と福祉系教員免許を同時に4年間で取得することはカリキュラム上、限界が伴い難しい。①「福祉科教員の要件」でも述べたように、その教員要件を維持していく前提であるならば、福祉系国家資格の取得と福祉科教員課程のカリキュラムの抜本的な改革、再構築が必要となり、一方、福祉科教員の要件の改定を行うならば、科目要件の緩和等の措置が行われる必要も出てくるであろう。

最後に③「福祉科教員の採用・就職」においては、前述したように、まず福祉系高校、特例高校等の数が全国的に少なく、教員採用においても採用数が少ない現状がある。

また、教員採用試験の受験資格についても介護福祉士の資格要件、それと実務経験の要件、さらには福祉科教員免許以外の「地理歴史」や「公民」の免許が必要となる場合もあり、採用条件が非常に厳しく、福祉科教員としての就職の困難さもある。

以上のように福祉系大学の福祉専門職養成における福祉科教員養成については、多くの課題が挙げられる。

こんにちの福祉人材不足の中で、保住（2018）の報告にあるように福祉系高校の卒業生の福祉の仕事に対するモチベーションの高さや離職率の低さなど評価できる点もあるが、現在の福祉人材、介護人材の不足を福祉系高校の卒業生だけで補うことは容易ではない。

そのため、福祉系高校等における福祉人材養成の位置づけの再検討と福祉人材の質の確保における議論を、福祉系高校と福祉系大学の福祉人材養成と合わせた議論を行う必要があるだろう。このように福祉科教員の養成においては、単に福祉科教員の要件や教育カリキュラムの見直し、さらには福祉科教員の採用・就職等、複雑に絡み合う問題として指摘でき、本稿で指摘した課題等について検討することが福祉科教員養成の今後の方向性を示すことに繋がると考えられる。

引用・参考文献

- 加藤聖子(2010)「福祉科教育法の現状と課題」『人間生活学研究第17号』藤女子大学
- 加藤聖子(2013)「福祉教員養成の現状と課題」『家庭科・家政教育研究8』
- 保住芳美(2016)「福祉を取り巻く状況～福祉系高校の現状とその評価～」平成28年1月8日教育課程部会「産業教育ワーキンググループにおけるヒアリング」資料3-1
- 別府さおり(2015)「高校福祉科教員養成の課題：教科「福祉」設置以前から現在まで」『研究紀要22』東京成徳大学
- ・文部科学省「高等学校教員(福祉)の免許資格を取得することのできる大学」(平成27年4月1日現在)
〔1〕通学課程 (1)一種免許状 (2)専修免許状 〔2〕通信課程
 - ・一般社団法人 日本社会福祉教育学校連盟「福祉科教員採用試験」情報(平成26年度から平成28年度)

(2016年10月24日 受理)